

# 株式会社 SUBARU、美深町及び北海道上川総合振興局の 「美深町内の森林環境保全」に関する連携協定の概要

## 上川総合振興局

- ◎ 松山湿原の環境整備の計画と実施
- ◎ 森林整備に関する技術的な支援
- ◎ 道有林内の名所の整備と活用
- ◎ 森林教室等の木育イベントの実施と情報発信
- ◎ 道有林の森林整備による環境保全の推進

## 目 的

上川北部地域の豊かな森林環境の保全と地域活性化を促すため、松山湿原の環境整備及び森林保全のための取組を加速

## 美 深 町 ※

- ◎ 松山湿原周辺の環境整備及び情報発信
- ◎ 木育など地域の森林資源を活用した取組
- ◎ 町内民有林の森林整備の推進

## 株式会社SUBARU※

- ◎ 松山湿原の施設整備等による環境整備への支援
- ◎ 地域活性化に関する取組への協力
- ◎ 自社所有林の森林整備

## 協定締結

協議・情報共有

## 連携・協力事項

- 松山湿原の環境整備に関する事項
- 森林環境保全を通じた地域活性化の取組に関する事項

※ 美深町と(株)SUBARUでは、「美深町内の森林保全活動に関する基本協定」を締結済（2017.6.19）

## 株式会社SUBARU、美深町及び北海道上川総合振興局の 「美深町内の森林環境保全」に関する連携協定書

株式会社SUBARU（以下「甲」という。）、美深町（以下「乙」という。）と、北海道上川総合振興局（以下「丙」という。）とは、美深町内の森林の環境保全及び地域の活性化を図るため、相互に連携・協力しながら各事業に取り組みこととし、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲、乙及び丙は、美深町における森林保全活動に関し、次の各号に掲げる事項について、相互に合意した具体的な事業を協働で取り組む。

- (1) 松山温泉の環境整備に関する事項
- (2) 森林環境保全を通じた地域活性化の取組に関する事項
- (3) その他、甲、乙及び丙が必要と認める事項

第2条 本事業の円滑かつ効果的な推進のため、甲、乙及び丙により、相互の取組等について適宜協議し情報共有を図る。

第3条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに各者から特段の申し出がなければ、さらに1年間継続更新するものとし、その後も同様とする。

第4条 この協定に定めるもののほか、連携事業の具体的な内容及びその他必要な事項については、甲、乙及び丙が協議して決定する。

この協定締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 31 年 2 月 17 日

甲 東京都渋谷区恵比寿1丁目20番8号  
株式会社SUBARU  
CSR環境部長 香西 幸恵

乙 北海道上川郡美深町宇野町18番地  
美深町長 山口 信夫

丙 北海道旭川市水山6条19丁目  
北海道  
上川総合振興局長 佐藤 卓也

### 株式会社SUBARU、美深町及び北海道上川総合振興局との 「美深町内の森林環境保全」に関する連携協定調印式

